

大気汚染防止法の一部が改正されました!

～発注者責任が明確化されました～

平成 25 年 6 月 21 日、大気汚染防止法の一部を改正する法律(法律第 58 号)(以下「法」という。)が公布され、下記のとおり施行されます。
 施行日は、平成 26 年 6 月 1 日です。



上記、法が対象とする解体等工事に該当せず、環境の保全と創造に関する条例のみで対象となる解体等工事については、従来通り条例の届出手続きを行って下さい。

< 改正内容 >

(1) 特定粉じん排出等作業 を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

【現 行】届出義務者... 施工者

【改正後】届出義務者... 発注者又は自主施工者

特定建築材料(吹付け石綿・石綿含有断熱材・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材とする。
 注)いずれも石綿の重量が当該製品の重量の 0.1% を超えるもの。)が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等

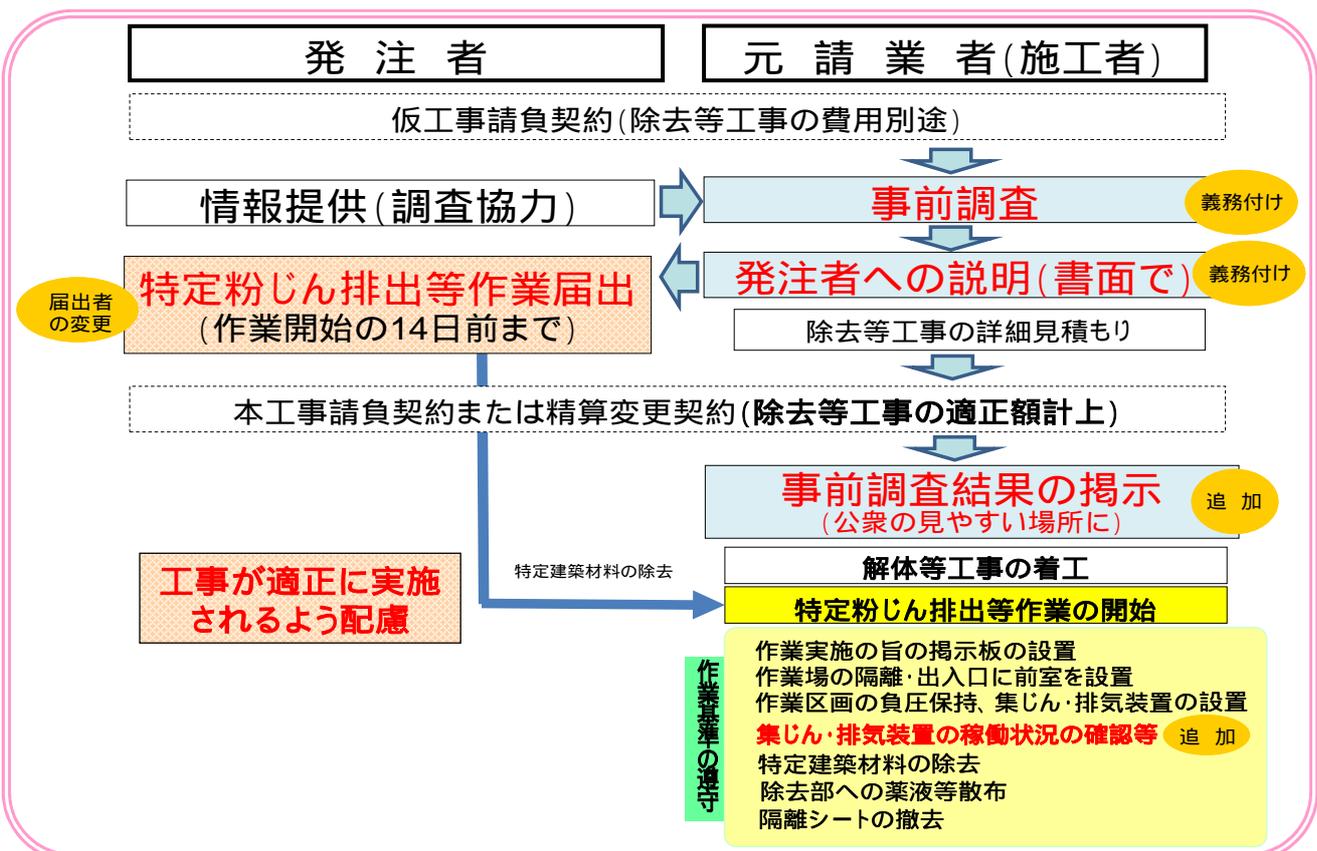
【現 行】規定無し

【改正後】解体等工事の受注者は当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならない。

(3) 報告及び検査の対象拡大

【現 行】 都道府県知事等による報告徴収の対象... 特定工事を実施する施工者
 行政による立入検査... 特定粉じん排出作業等実施届出書が提出された建築物解体現場のみ

【改正後】 都道府県知事等による報告徴収の対象... 特定工事及び特定工事以外の解体等工事に係る発注者、施工者、自主施工者
 行政による立入検査... 解体等工事に係る建築物すべて



事前調査の実施及び結果等の説明（新 法第 18 条の 17 項第 1 項関係）

請負業者（受注者）の調査結果等の説明

解体等工事を受注した請負業者（受注者）は、建築物等に石綿が使用されている状況を調査し、その結果を書面を交付して発注者に説明しなければなりません。

（説明時期）

解体等工事開始の日まで（特定粉じん排出等作業を当該工事開始から 14 日以内に行う場合は、作業開始の 14 日前）。災害等で解体工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに行う。

（書面記載事項） 調査終了年月日、 調査方法、 調査結果

調査の結果、特定工事に該当する場合は、届出に必要な事項を書面を交付して発注者に説明しなければなりません。

（特定工事該当の場合の書面記載事項）

特定粉じん排出等作業の種類（解体作業、改造・補修作業等）

特定粉じん排出等作業の実施の期間

特定建築材料の種類（吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆材）並びにその使用箇所及び使用面積

特定粉じん排出等作業の方法（除去、囲い込み、封じ込め、その他）

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

事前調査を実施しなくても良い場合：特定工事に該当しないことが明らかなもの：平成 18 年 9 月 1 日以後に設置工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事、平成 18 年 9 月 1 日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（いずれも当該建築物等以外の建築物等の解体等を伴わないもの）



事前調査への協力（新 法第 18 条の 17 項第 2 項関係）

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う調査に協力しなければなりません。

解体等工事の自主施工者による事前調査の実施（新 法第 18 条の 17 項第 3 項関係）

自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければなりません。

事前調査の結果の掲示（新 法第 18 条の 17 第 4 項関係）

調査結果の掲示（受注者又は自主施工者が実施）

受注者又は自主施工者は、解体等工事を施工する時は、調査結果を掲示しなければなりません。

（掲示場所） 公衆に見やすいように掲示

（掲示方法） 掲示板を設けることにより行う

（掲示内容） 事前調査結果、調査を行った受注者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合はその代表者氏名、調査終了年月日、調査方法、特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

作業基準について（法第 18 条の 1 4 関係）

特定粉じん排出等作業を行う場合に掲示する事項（施行規則第 16 条の 4 第 1 号）

（現行）
現場責任者の氏名及び
連絡場所



（改正後）
・特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

前室の設置及び集じん・排気装置の使用が義務付けられている作業について、以下の事項を追加。
（施行規則別表第 7 の改正） 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）」も参考にしてください。

（作業開始前）

作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること

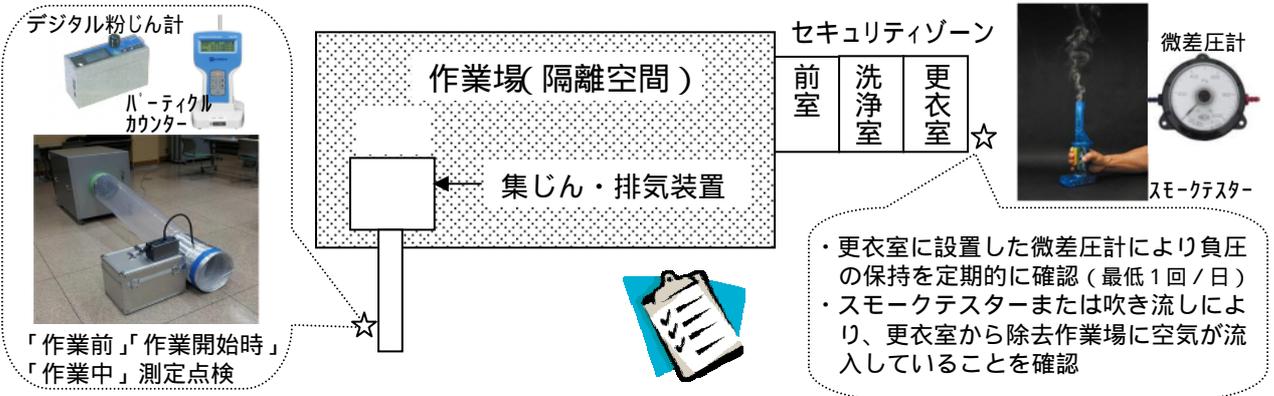
除去作業の初日に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること

（作業開始後）

除去作業初日に作業開始後、速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること

（共通）

これらの確認をした年月日、確認方法、確認結果、確認した者の氏名並びに確認結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること



参考：アスベスト含有建築物解体等の規制（大気関係）

飛散性アスベスト 吹付けアスベストなど	非飛散性アスベスト アスベスト含有成形板など		アスベスト 使用なし
規模要件なし	床面積 80m ² 未満	床面積80m ² 以上	床面積1,000m ² 以上
建築物・工作物の解体・改修工事	建築物の解体工事		
大気汚染防止法 「特定粉じん排出作業等届」 届出者：発注者 環境の保全と創造に関する条例	環境の保全と創造に関する条例 「特定工作物解体等工事实施届」 届出者：施工者（受注者）		

今回改正部分

従来通り（変更無し）

石綿含有保温材のない部分で切断し、梱包のうえ排出する場合（配管保温材を除去時などで、直接石綿保温材に触れず、特定粉じんの飛散のおそれがない場合は、特定粉じん排出等作業には該当せず、特定粉じん排出作業等届出は不要ですが、条例による届出は必要です。

届出につきましては、下記担当窓口にお問い合わせ願います。

大気汚染防止法の届出先

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、加古川市(工場内の工事は除く) 各市環境担当課
上記以外 所管の県民局環境課

県民局名	連絡先等	管轄市町
阪神北県民局環境課	宝塚市旭町 2-4-15 TEL 0797-83-3146	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局環境課	加古川市加古川町寺池町天神木 97-1 TEL 079-421-9313	(加古川市)、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局環境課	加東市社字西柿 1075-2 TEL 0795-42-9377	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
西播磨県民局環境第2課	赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL 0791-58-2138	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、神河町、市川町、福崎町
但馬県民局環境課	豊岡市幸町 7-11 TEL 0796-26-3651	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局環境課	丹波市柏原町柏原 688 TEL 0795-73-3774	篠山市、丹波市
淡路県民局環境課	洲本市塩屋 2-4-5 TEL 0799-26-2072	洲本市、南あわじ市、淡路市

環境の保全と創造に関する条例(特定工作物解体等工事関係)に係る届出先

(1) 床面積 1,000m²以上 市町環境担当課

(2) 床面積 80m²以上 1,000m²未満

神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市 各市環境担当課

加古川市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・高砂市・川西市・三田市 各市建築担当課

上記以外 所管の県民局建築課

県民局名	連絡先等	管轄市町
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	宝塚市旭町 2-4-15 TEL 0797-83-3192	猪名川町
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課	加古川市加古川町寺池町天神木 97-1 TEL 079-421-9227	稲美町、播磨町
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課	加東市社字西柿 1075-2 TEL 0795-42-9409	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民局センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課、第2課	姫路市北条 1-98 TEL 079-281-9567、3001	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、神河町、市川町、福崎町
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、第2課	豊岡市幸町 7-11 TEL 0796-26-3757、3756	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課	丹波市柏原町柏原 688 TEL 0795-73-3862	篠山市、丹波市
淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課	洲本市塩屋 2-4-5 TEL 0799-26-3247	洲本市、淡路市、南あわじ市

その他の問い合わせ先

建設系アスベスト産業廃棄物に関すること	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課、各県民局環境課、政令市環境課(神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市)
建築物に関するアスベスト対策、建設リサイクル法、建築基準法に関すること	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、各県民局まちづくり課、特定行政庁建築指導課(神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市)
石綿障害予防規則に関すること	各労働基準監督署

兵庫県ホームページ(大気環境対策) https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw28/hw28_000000014.html

(健康対策) http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12_000000064.html

(建築物対策) http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd30/wd30_000000022.html